

# 四半期報告書

(第48期第3四半期)

自 平成22年10月1日

至 平成22年12月31日



東京エレクトロン株式会社

(E02652)

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【事業等のリスク】 .....	5
3 【経営上の重要な契約等】 .....	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	5
第3 【設備の状況】 .....	8
第4 【提出会社の状況】 .....	9
1 【株式等の状況】 .....	9
2 【株価の推移】 .....	21
3 【役員の状況】 .....	21
第5 【経理の状況】 .....	22
1 【四半期連結財務諸表】 .....	23
2 【その他】 .....	41
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	42
四半期レビュー報告書 .....	巻末
確認書 .....	巻末

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年2月10日

**【四半期会計期間】** 第48期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

**【会社名】** 東京エレクトロン株式会社

**【英訳名】** Tokyo Electron Limited

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 竹 中 博 司

**【本店の所在の場所】** 東京都港区赤坂五丁目3番1号

**【電話番号】** 03(5561)7000

**【事務連絡者氏名】** 経理部長 小 俣 良 二

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区赤坂五丁目3番1号

**【電話番号】** 03(5561)7000

**【事務連絡者氏名】** 経理部長 小 俣 良 二

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第47期 第3四半期 連結累計期間	第48期 第3四半期 連結累計期間	第47期 第3四半期 連結会計期間	第48期 第3四半期 連結会計期間	第47期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	268,180	478,063	114,289	159,662	418,636
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	△12,639	71,774	6,573	26,667	2,558
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失(△) (百万円)	△16,219	52,121	△58	18,667	△9,033
純資産額 (百万円)	—	—	514,943	562,942	523,369
総資産額 (百万円)	—	—	671,945	767,913	696,351
1株当たり純資産額 (円)	—	—	2,814.23	3,078.22	2,859.37
1株当たり四半期純利益 又は四半期(当期)純損失 (△) (円)	△90.62	291.13	△0.33	104.26	△50.47
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	290.64	—	104.09	—
自己資本比率 (%)	—	—	75.0	71.8	73.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	34,893	19,772	—	—	48,284
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,664	△26,918	—	—	9,613
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,025	△2,194	—	—	△287
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	104,815	113,246	123,939
従業員数 (人)	—	—	10,103	10,260	10,068

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第47期及び第47期第3四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	10,260
---------	--------

(注) 従業員数は、就業人員数を表示しております。

### (2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	1,131
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員数を表示しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
半導体製造装置	142,537	—
F P D / P V 製造装置	15,090	—
合計	157,628	—

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
半導体製造装置	128,631	—	228,815	—
F P D / P V 製造装置	15,234	—	51,051	—
電子部品・情報通信機器	21,455	—	15,315	—
その他	73	—	—	—
合計	165,395	—	295,182	—

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
半導体製造装置	115,373	—
F P D / P V 製造装置	21,992	—
電子部品・情報通信機器	22,222	—
その他	73	—
合計	159,662	—

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)			当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)		
相手先	販売高 (百万円)	割合 (%)	相手先	販売高 (百万円)	割合 (%)
TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING COMPANY, LTD.	18,243	16.0	—	—	—
日本サムスン㈱	12,798	11.2	—	—	—

3 当第3四半期連結会計期間の「主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合」は、すべての取引先の当該割合が100分の10未満のため記載しておりません。

4 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間の世界経済は、各地域とも景気回復基調で推移しました。欧米においては緩やかな回復を示し、中国・インドなどの新興国においては内需を中心に拡大しましたが、期後半からはその拡大の動きもやや鈍化しました。また、日本経済も緩やかな回復傾向を示したものの、円高による影響や厳しい雇用環境等の不安材料が依然残っております。

当社グループの参画しておりますエレクトロニクス産業に関しましては、期後半から一部に調整局面入りも見られますが、スマートフォン(高性能携帯電話)、タブレットPC(多機能携帯端末)等の伸長著しい民生電子機器の需要に支えられ、これらの基幹部品である半導体市場は概ね順調でした。

このような状況のもと、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)の連結業績は、売上高1,596億6千2百万円(前年同期比39.7%増)、営業利益258億1千5百万円(前年同期比367.5%増)、経常利益266億6千7百万円(前年同期比305.7%増)、四半期純利益は186億6千7百万円(前年同期は5千8百万円の四半期純損失)となりました。

また、当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)の連結業績は、売上高4,780億6千3百万円(前年同期比78.3%増)、営業利益681億5千7百万円(前年同期は160億9千8百万円の営業損失)、経常利益717億7千4百万円(前年同期は126億3千9百万円の経常損失)、また、四半期純利益は521億2千1百万円(前年同期は162億1千9百万円の四半期純損失)となりました。

当第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結累計期間のセグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)の適用初年度であるため、各セグメントの前年同期との比較数値は記載しておりません。

#### ① 半導体製造装置

スマートフォンやタブレットPC等の新しいアプリケーションへの半導体用途拡大を受けて、半導体市場は急回復しました。期後半にはパソコン需要の減速により、DRAM市場がやや弱含みとなりましたが、全般的には半導体市場は概ね順調に推移し、特に前工程の設備投資は前期に比べ大幅に増加しました。このような状況のもと、当セグメントの当第3四半期連結会計期間の売上高は、1,153億7千3百万円、セグメント利益は301億1千9百万円となりました。また、当第3四半期連結累計期間の売上高は、3,556億3百万円、セグメント利益は847億2千1百万円となりました。

#### ② FPD/PV(フラットパネルディスプレイ及び太陽電池)製造装置

FPD製造装置を取り巻く環境につきましては、大型液晶パネル市場は在庫調整局面を迎えておりますが、スマートフォン、タブレットPC市場の伸びを受けて、中小型パネル向け新規設備投資が活発化してきており、FPD製造装置の受注、売上は底堅く推移しております。また、太陽電池製造装置分野につきましては、当社が参入する薄膜シリコン型市場は未だ黎明期ではありますが、中長期的には大きな成長が期待されております。このような状況のもと、当セグメントの当第3四半期連結会計期間の売上高は、219億9千2百万円、セグメント利益は20億8千8百万円となりました。また、当第3四半期連結累計期間の売上高は、548億5千3百万円、セグメント利益は57億6千5百万円となりました。

#### ③ 電子部品・情報通信機器

半導体及び電子デバイス分野では、半導体製品のうち、医療機器やFA機器等の産業機器関連については需要が引き続き堅調であったことから、アナログICやカスタムICの売上が伸長しました。コンピュータシステム関連分野は、製品販売が依然として低調に推移する一方で、保守サービスが堅調に推移しました。このような状況のもと、当セグメントの当第3四半期連結会計期間の売上高は、224億6千8百万円、セグメント利益は7億2千万円となりました。また、当第3四半期連結累計期間の売上高は、680億4百万円、セグメント利益は20億3千1百万円となりました。

#### ④ その他

当セグメントの当第3四半期連結会計期間の売上高は、38億6千7百万円、セグメント利益は4億9千1百万円となりました。また、当第3四半期連結累計期間の売上高は、115億5千5百万円、セグメント利益は15億4千8百万円となりました。

### (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の流動資産は、前連結会計年度末に比べ560億6千4百万円増加の6,090億4百万円となりました。主な内容は、たな卸資産の増加414億7千9百万円、有価証券に含まれる譲渡性預金の減少125億円によるものであります。

有形固定資産は、前連結会計年度末から157億8千2百万円増加し、1,079億1千万円となりました。

無形固定資産は、前連結会計年度末から11億3千2百万円減少し、44億5千3百万円となりました。

投資その他の資産は、前連結会計年度末から8億4千7百万円増加し、465億4千5百万円となりました。

これらの結果、総資産は、前連結会計年度末から715億6千2百万円増加の7,679億1千3百万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べ302億4千1百万円増加の1,494億3百万円となりました。主な内容は、短期借入金の増加59億6千5百万円、未払法人税等の増加190億4千9百万円であります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ17億4千7百万円増加の555億6千7百万円となりました。

純資産は、四半期純利益521億2千1百万円を計上したことによる増加、前期の期末配当14億3千1百万円及び当期の中間配当68億4百万円の実施による減少の結果、5,629億4千2百万円となり、また自己資本比率は71.8%となりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

現金及び現金同等物の当第3四半期連結会計期間末残高は、第2四半期連結会計期間末に比べ351億5千7百万円減少し、1,132億4千6百万円となりました。なお、現金及び現金同等物に含まれていない預入期間3ヶ月超の定期預金及び譲渡性預金1,200億円を加えた残高は、2,332億4千6百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、前年同期の54億7千3百万円のマイナスに対し、214億1千5百万円のマイナスとなりました。主な要因につきましては、税金等調整前四半期純利益266億2千3百万円、減価償却費46億2千2百万円がそれぞれキャッシュ・フローの収入となり、売上債権の増加197億2百万円、たな卸資産の増加159億4千9百万円、仕入債務の減少52億5千2百万円、未収消費税等の増加61億3千3百万円がキャッシュ・フローの支出となったことによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、主として有形固定資産の取得による支出107億9千5百万円により、前年同期の597億8千4百万円の収入に対し109億3千1百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、主に短期借入金の増加による収入44億6千3百万円、中間配当の支払68億4百万円により、前年同期の8千9百万円の収入に対し25億1千2百万円の支出となりました。

また、当第3四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

現金及び現金同等物の当第3四半期連結会計期間末残高は、前連結会計年度末に比べ106億9千3百万円減少し、1,132億4千6百万円となりました。なお、現金及び現金同等物に含まれていない預入期間3ヶ月超の定期預金及び譲渡性預金1,200億円を加えた残高は、2,332億4千6百万円となりました。

営業活動により獲得したキャッシュ・フローにつきましては、前年同期に比べ151億2千1百万円減少の197億7千2百万円となりました。主な要因につきましては、税金等調整前四半期純利益716億7千2百万円、減価償却費124億4千2百万円がキャッシュ・フローの収入となり、売上債権の増加182億6千7百万円、たな卸資産の増加473億2千7百万円がキャッシュ・フローの支出となったことによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、主として有形固定資産の取得による支出246億9百万円により、前年同期の26億6千4百万円の収入に対し269億1千8百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、主に短期借入金の増加による収入59億6千5百万円、配当金の支払82億3千6百万円により、前年同期の10億2千5百万円の収入に対し21億9千4百万円の支出となりました。

### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

### (5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は、168億9千3百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等について、重要な変更があったものは次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金 調達 方法	着手 年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力等
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
東京エレクトロン(株) 山梨事業所他	山梨県 韮崎市	半導体製造 装置 FPD/PV 製造装置 全社共通※1	デモ・評価用 機械装置 新設	1,828 ※2	1,143	自己 資金	平成22年 4月	平成23年 3月	デモ・評価用 のため能力の 増加はなし
東京エレクトロン AT(株) 山梨事業所他	山梨県 韮崎市	半導体製造 装置 FPD/PV 製造装置	プロセス評価 用機械装置 新設	2,219 ※3	1,986	自己 資金	平成22年 4月	平成23年 3月	プロセス評価 用のため能力 の増強はなし
東京エレクトロン 九州(株) 合志事業所他	熊本県 合志市	半導体製造 装置 FPD/PV 製造装置	プロセス評価 用機械装置 新設	4,985 ※4	4,565	自己 資金	平成22年 4月	平成23年 3月	プロセス評価 用のため能力 の増強はなし
東京エレクトロン 東北(株) 本社他	岩手県 奥州市	半導体 製造装置	プロセス評価 用機械装置 新設	1,738 ※5	1,201	自己 資金	平成22年 4月	平成23年 3月	プロセス評価 用のため能力 の増強はなし
東京エレクトロン 技術研究所(株) 本社他	宮城県 仙台市 泉区	半導体 製造装置	プロセス評価 用機械装置 新設	2,922 ※6	1,117	自己 資金	平成22年 4月	平成23年 3月	プロセス評価 用のため能力 の増強はなし
TEL TECHNOLOGY CENTER, AMERICA, LLC	Albany New York U. S. A.	半導体 製造装置	プロセス評価 用機械装置 新設	2,639 ※7	1,788	自己 資金	平成22年 4月	平成23年 3月	プロセス評価 用のため能力 の増強はなし

(注) 1 各報告セグメントに配分していないため、「全社共通」としております。

2 当初の計画に比べ、投資予定額を874百万円減額いたしました。

3 当初の計画に比べ、投資予定額を348百万円減額いたしました。

4 当初の計画に比べ、投資予定額を988百万円増額いたしました。

5 当初の計画に比べ、投資予定額を595百万円減額いたしました。

6 当初の計画に比べ、投資予定額を430百万円増額いたしました。

7 当初の計画に比べ、投資予定額を320百万円減額いたしました。

8 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。また、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等のうち、当第3四半期連結会計期間に完了したものはありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	180,610,911	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に 制限のない、標準となる 株式であり、単元株式数 は100株である。
計	180,610,911	同左	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

- ① 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成15年6月20日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	5,874
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	16
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	587,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり6,794
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日から平成23年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり6,794 資本組入額 1株当たり3,397
新株予約権の行使の条件	(注)1～7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

- 2 当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当契約において、年間(1月1日から12月31日までの期間をいいます。)における行使可能な新株予約権の個数の上限及び新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限(以下、新株予約権の個数の上限を「新株予約権行使の上限」といい、発行される株式の発行価額の合計額の上限を「発行価額の上限」といいます。)を定めることができます。対象者はかかる新株予約権行使の上限及び発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければなりません。
- 3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
- 4 上記3にかかわらず、対象者が平成17年8月1日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
- 5 上記3にかかわらず、対象者が定年により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を喪失した場合は、対象者は当該地位の喪失後も新株予約権割当契約の定めに従い、新株予約権の権利行使をすることができます。ただし、海外子会社従業員(ほか身分により様々な限定を設けて)については、この限りではありません。
- 6 上記3にかかわらず、対象者が平成17年8月1日以降に死亡・定年以外の理由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の日より6ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができます。
- 7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

株主総会の特別決議日(平成16年6月22日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	3,757
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	375,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり5,884
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日から平成24年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり5,884 資本組入額 1株当たり2,942
新株予約権の行使の条件	(注)1～7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

- 2 当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当契約において、年間(1月1日から12月31日までの期間をいいます。)における行使可能な新株予約権の個数の上限及び新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限(以下、新株予約権の個数の上限を「新株予約権行使の上限」といい、発行される株式の発行価額の合計額の上限を「発行価額の上限」といいます。)を定めることができます。対象者はかかる新株予約権行使の上限及び発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければなりません。
- 3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
- 4 上記3にかかわらず、対象者が平成18年8月1日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
- 5 上記3にかかわらず、対象者が定年により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を喪失した場合は、対象者は当該地位の喪失後も新株予約権割当契約の定めに従い、新株予約権の権利行使をすることができます。ただし、海外子会社従業員(ほか身分により様々な限定を設けて)については、この限りではありません。
- 6 上記3にかかわらず、対象者が平成18年8月1日以降に死亡・定年以外の理由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の日より6ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができます。
- 7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

株主総会の特別決議日(平成17年6月24日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	189
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日から平成37年6月30日まで ただし、米国での納税者を対象とする新株予約権割当契約については、新株予約権を行使できる期間を平成20年8月1日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 1株当たり1
新株予約権の行使の条件	(注)1～6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

- 2 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。
- 3 上記2にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成20年7月31日以前のときには平成20年8月1日より1年以内、その死亡日が平成20年8月1日以降のときには対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
- 4 上記2にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合(同時に又は連続して複数の地位にある対象者については、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。)には、その喪失日が平成20年7月31日以前のときには平成20年8月1日より1年以内、その喪失日が平成20年8月1日以降のときには当該地位の喪失日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は権利行使することができる旨定めることができます。
  - ア) 当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員  
任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由
  - イ) 当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等  
定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由
- 5 上記2にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が平成20年8月1日以降に上記3及び4に定める事由以外の事由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該地位の喪失日より3ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。
- 6 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

株主総会の特別決議日(平成17年6月24日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	656
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	65,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり6,468
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から平成25年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり6,468 資本組入額 1株当たり3,234
新株予約権の行使の条件	(注)1～5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

- 2 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
- 3 上記2にかかわらず、対象者が平成19年8月1日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
- 4 上記2にかかわらず、対象者が平成19年8月1日以降に死亡以外の理由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の日より6ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができます。
- 5 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

② 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成18年6月23日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	256
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日から平成38年5月29日まで ただし、米国での納税者を対象とする新株予約権割当契約については、新株予約権を行使できる期間を平成21年7月1日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2～7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

(注) 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

2 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。

4 上記3にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成21年6月30日以前のときは平成21年7月1日より1年以内、その死亡日が平成21年7月1日以降のときには対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を相続の上、新株予約権を権利行使することができます。

5 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合(同時に又は連続して複数の地位にあるときには、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。)には、その喪失日が平成21年6月30日以前のときには平成21年7月1日より1年以内、その喪失日が平成21年7月1日以降のときには当該地位の喪失日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は権利行使することができる旨定めることができます。

ア) 当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員  
任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由

イ) 当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等  
定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由

6 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が平成21年7月1日以降に上記4及び5に定める事由以外の事由で、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該地位の喪失日より3ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。

7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

- 8 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という)を行う場合は、新株予約権者に対し、各場合に応じ、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「存続会社等」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することができます。
- ① 交付する新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とします。
  - ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は、存続会社等の普通株式とし、その数は、新株予約権者が保有する当該新株予約権の目的となる株式数(調整が行われていた場合には、調整後の株式数)に当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当比率を乗じて、又は合併等の条件を勘案して合理的に決定し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとします。
  - ③ 存続会社等の各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
存続会社等の各新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、1株当たりの払込金額を1円とし、これに上記②に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とします。
  - ④ 存続会社等の新株予約権の権利行使期間  
上記表の新株予約権の行使期間に定める期間とし、交付時に権利行使期間が到来している場合には、合併等の効力発生日より上記表の新株予約権の行使期間に定める期間満了日までとします。
  - ⑤ 新株予約権の行使により、株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
  - ⑥ 存続会社等の新株予約権についての行使条件及び取得  
合併等の直前において残存する新株予約権の行使条件及び取得に応じて決定します。
  - ⑦ 存続会社等の新株予約権の譲渡制限  
存続会社等の新株予約権の取得については存続会社等の取締役会の承認を要するものとします。

株主総会の特別決議日(平成19年6月22日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	579
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	57,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から平成39年5月31日まで ただし、米国での納税者を対象とする新株予約権割当契約については、新株予約権を行使できる期間を平成22年7月1日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2～7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

- (注) 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- 2 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)
- 3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。
- 4 上記3にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成22年6月30日以前のときは平成22年7月1日より1年以内、その死亡日が平成22年7月1日以降のときには対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を相続の上、新株予約権を権利行使することができます。
- 5 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合(対象者が同時に又は連続して複数の地位にあるときには、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。)には、その喪失日が平成22年6月30日以前のときには平成22年7月1日より1年以内、その喪失日が平成22年7月1日以降のときには当該喪失日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権の権利行使することができる旨定めることができます。
- ア) 当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員  
任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由
- イ) 当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等  
定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由
- 6 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、上記4及び5に定める事由以外の事由により対象者が平成22年7月1日以降に当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該喪失の日より3ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。
- 7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

8 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することができます。再編対象会社の新株予約権を交付する場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

① 交付する新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権者が保有する当該新株予約権の目的となる株式数(調整が行われていた場合には、調整後の株式数)に当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当比率を乗じて、又は合併等の条件を勘案して合理的に決定し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとします。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記表の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表の新株予約権の行使期間の満了日までとします。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

⑧ 新株予約権についての行使条件及び取得

残存新株予約権の行使条件及び取得に準じて決定します。

株主総会の特別決議日(平成20年6月20日)	
第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)	1,763
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	176,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から平成40年5月31日まで ただし、米国での納税者を対象とする新株予約権割当契約については、新株予約権を行使できる期間を平成23年7月1日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2～7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

- (注) 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- 2 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)
- 3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。
- 4 上記3にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成23年6月30日以前の場合は平成23年7月1日より1年以内、その死亡日が平成23年7月1日以降のときには対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を相続の上、新株予約権を権利行使することができます。
- 5 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合(対象者が同時に又は連続して複数の地位にあるときには、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。)には、その喪失日が平成23年6月30日以前の場合は平成23年7月1日より1年以内、その喪失日が平成23年7月1日以降のときには当該喪失日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権の権利行使することができる旨定めることができます。
- ア) 当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員  
任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由
- イ) 当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等  
定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由
- 6 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、上記4及び5に定める事由以外の事由により対象者が平成23年7月1日以降に当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該喪失の日より3ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。
- 7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

- 8 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することができます。再編対象会社の新株予約権を交付する場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

① 交付する新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権者が保有する当該新株予約権の目的となる株式数(調整が行われていた場合には、調整後の株式数)に当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当比率を乗じて、又は合併等の条件を勘案して合理的に決定し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとします。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記表の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表の新株予約権の行使期間の満了日までとします。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

⑧ 新株予約権についての行使条件及び取得

残存新株予約権の行使条件及び取得に準じて決定します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年12月31日	—	180,610,911	—	54,961,191	—	78,023,165

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の株主名簿の記載内容が確認できないため、当社は、株主名簿に基づく大株主の異動を把握しておりません。なお、当第3四半期会計期間において、フィデリティ投信株式会社及びその共同保有者である他1社から平成22年11月22日付で提出された変更報告書により平成22年11月15日現在、11,613千株所有している旨、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社及びその共同保有者である他3社から平成22年11月19日付で提出された変更報告書により平成22年11月15日現在、8,030千株所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末日現在の実質保有状況の確認ができておりません。

### (7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

#### ① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,557,100	—	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載のとおり
完全議決権株式(その他)	普通株式 178,914,800	1,789,148	同上
単元未満株式	普通株式 139,011	—	—
発行済株式総数	180,610,911	—	—
総株主の議決権	—	1,789,148	—

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が300株(議決権3個)含まれております。  
2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式84株が含まれております。

#### ② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東京エレクトロン株式会社	東京都港区赤坂五丁目3番1号	1,557,100	—	1,557,100	0.86
計	—	1,557,100	—	1,557,100	0.86

(注) 当第3四半期会計期間末の自己株式数は、1,559,100株であります。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	6,670	6,090	5,840	5,130	4,865	4,470	4,840	5,380	5,430
最低(円)	6,170	5,070	4,785	4,500	3,935	3,920	4,205	4,490	5,050

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部における市場相場によるものであります。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人により四半期レビューを受け、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	58,746	56,939
受取手形及び売掛金	140,739	124,462
有価証券	174,500	187,000
商品及び製品	122,624	87,201
仕掛品	44,266	37,793
原材料及び貯蔵品	13,038	13,455
その他	56,258	46,263
貸倒引当金	△1,170	△176
流動資産合計	609,004	552,939
固定資産		
有形固定資産	※ 107,910	※ 92,127
無形固定資産		
その他	4,453	5,586
無形固定資産合計	4,453	5,586
投資その他の資産		
その他	50,510	53,151
貸倒引当金	△3,964	△7,452
投資その他の資産合計	46,545	45,698
固定資産合計	158,909	143,412
資産合計	767,913	696,351
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	52,653	52,359
短期借入金	11,071	5,105
未払法人税等	23,404	4,355
その他の引当金	12,017	11,338
その他	50,256	46,003
流動負債合計	149,403	119,161
固定負債		
退職給付引当金	51,816	49,906
その他の引当金	625	621
その他	3,125	3,291
固定負債合計	55,567	53,820
負債合計	204,971	172,982

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	54,961	54,961
資本剰余金	78,042	78,034
利益剰余金	437,855	393,970
自己株式	△10,519	△10,900
株主資本合計	560,340	516,065
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,537	2,504
繰延ヘッジ損益	47	△67
為替換算調整勘定	△11,765	△6,683
評価・換算差額等合計	△9,180	△4,247
新株予約権	1,463	1,578
少数株主持分	10,319	9,973
純資産合計	562,942	523,369
負債純資産合計	767,913	696,351

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	268,180	478,063
売上原価	205,077	310,611
売上総利益	63,103	167,452
販売費及び一般管理費		
研究開発費	38,387	51,014
その他	40,814	48,280
販売費及び一般管理費合計	79,201	99,294
営業利益又は営業損失(△)	△16,098	68,157
営業外収益		
受取利息	786	496
補助金収入	※1 1,357	※ 2,609
その他	1,633	1,032
営業外収益合計	3,776	4,138
営業外費用		
固定資産賃貸費用	103	—
建物解体関連費用	—	226
閉鎖拠点維持管理費用	—	150
その他	214	143
営業外費用合計	317	521
経常利益又は経常損失(△)	△12,639	71,774
特別利益		
貸倒引当金戻入額	15	311
拠点統廃合関連費用戻入益	—	120
固定資産売却益	25	—
その他	—	92
特別利益合計	40	523
特別損失		
固定資産除売却損	—	460
減損損失	※2 7,508	—
その他	2,436	165
特別損失合計	9,945	625
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△22,543	71,672
法人税等	△6,648	18,927
少数株主損益調整前四半期純利益	—	52,744
少数株主利益	324	623
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△16,219	52,121

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	114,289	159,662
売上原価	82,056	100,928
売上総利益	32,232	58,734
販売費及び一般管理費		
研究開発費	13,213	16,893
その他	13,496	16,025
販売費及び一般管理費合計	26,710	32,919
営業利益	5,521	25,815
営業外収益		
受取利息	231	119
補助金収入	※1 417	※ 772
為替差益	257	—
その他	193	297
営業外収益合計	1,099	1,190
営業外費用		
支払利息	12	—
固定資産賃貸費用	14	—
建物解体関連費用	—	226
売上債権売却損	11	—
その他	10	112
営業外費用合計	48	339
経常利益	6,573	26,667
特別利益		
固定資産売却益	0	15
その他	—	1
特別利益合計	0	17
特別損失		
固定資産除売却損	—	61
減損損失	※2 2,744	—
その他	124	—
特別損失合計	2,868	61
税金等調整前四半期純利益	3,705	26,623
法人税等	3,585	7,734
少数株主損益調整前四半期純利益	—	18,888
少数株主利益	177	221
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△58	18,667

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△22,543	71,672
減価償却費	14,927	12,442
減損損失	7,508	—
退職給付引当金の増減額(△は減少)	2,174	1,942
貸倒引当金の増減額(△は減少)	—	△2,296
賞与引当金の増減額(△は減少)	△2,867	△1,037
製品保証引当金の増減額(△は減少)	△1,892	1,324
受取利息及び受取配当金	△827	△559
売上債権の増減額(△は増加)	9,861	△18,267
たな卸資産の増減額(△は増加)	△1,762	△47,327
仕入債務の増減額(△は減少)	18,541	1,533
未収消費税等の増減額(△は増加)	4,926	△3,621
前受金の増減額(△は減少)	△2,279	1,979
破産更生債権等の増減額(△は増加)	—	3,295
その他	2,358	4,868
小計	28,126	25,951
利息及び配当金の受取額	923	606
利息の支払額	△33	△29
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	5,878	△6,755
営業活動によるキャッシュ・フロー	34,893	19,772
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の増減額(△は増加)	12,838	—
有形固定資産の取得による支出	△9,723	△24,609
無形固定資産の取得による支出	△347	—
その他	△102	△2,309
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,664	△26,918
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(△は減少)	2,630	5,965
配当金の支払額	△1,431	△8,236
その他	△173	75
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,025	△2,194
現金及び現金同等物に係る換算差額	347	△1,352
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	38,931	△10,693
現金及び現金同等物の期首残高	65,883	123,939
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 104,815	* 113,246

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
1	<p>連結の範囲に関する事項の変更</p> <p>(1) 連結の範囲の変更 東京エレクトロン宮城㈱につきましては、第2四半期連結会計期間において新たに設立したことにより、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 31社</p>
2	<p>持分法の適用に関する事項の変更 該当事項はありません。</p>
3	<p>連結子会社の事業年度等に関する事項の変更 該当事項はありません。</p>
4	<p>会計処理基準に関する事項の変更 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>
5	<p>四半期連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲の変更 該当事項はありません。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
1	<p>前第3四半期連結累計期間において独立掲記しておりました営業外費用の「固定資産賃貸費用」(当第3四半期連結累計期間0百万円)は、当第3四半期連結累計期間において営業外費用の100分の20以下となったため、当第3四半期連結累計期間より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。</p>
2	<p>前第3四半期連結累計期間において独立掲記しておりました特別利益の「固定資産売却益」(当第3四半期連結累計期間18百万円)は、当第3四半期連結累計期間において特別利益の100分の20以下となったため、当第3四半期連結累計期間より特別利益の「その他」に含めて表示しております。</p>
3	<p>前第3四半期連結累計期間において特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除売却損」は、当第3四半期連結累計期間において特別損失の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間より区分掲記しております。 なお、前第3四半期連結累計期間の特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除売却損」は721百万円であります。</p>
4	<p>前第3四半期連結累計期間において独立掲記しておりました特別損失の「減損損失」(当第3四半期連結累計期間122百万円)は、当第3四半期連結累計期間において特別利益の100分の20以下となったため、当第3四半期連結累計期間より特別損失の「その他」に含めて表示しております。</p>
5	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p>

当第3四半期連結累計期間  
(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 前第3四半期連結累計期間において独立掲記しておりました営業活動によるキャッシュ・フローの「減損損失」(当第3四半期連結累計期間122百万円)は、当第3四半期連結累計期間において金額的重要性が乏しくなったため、当第3四半期連結累計期間より営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。
- 2 前第3四半期連結累計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金の増減額(△は減少)」は、当第3四半期連結累計期間において金額的重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間より区分掲記しております。  
なお、前第3四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金の増減額(△は減少)」は、57百万円であります。
- 3 前第3四半期連結累計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「破産更生債権等の増減額(△は増加)」は、当第3四半期連結累計期間において金額的重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間より区分掲記しております。  
なお、前第3四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「破産更生債権等の増減額(△は増加)」は、△139百万円であります。
- 4 前第3四半期連結累計期間において独立掲記しておりました投資活動によるキャッシュ・フローの「無形固定資産の取得による支出」(当第3四半期連結累計期間△639百万円)は、当第3四半期連結累計期間において金額的重要性が乏しいため、当第3四半期連結累計期間より投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。

当第3四半期連結会計期間  
(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(四半期連結貸借対照表関係)

- 1 前第3四半期連結会計期間末において流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「短期借入金」は、当第3四半期連結会計期間末において負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、区分掲記しております。  
なお、前第3四半期連結会計期間末の流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「短期借入金」は6,437百万円であります。
- 2 前第3四半期連結会計期間末において流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払法人税等」は、当第3四半期連結会計期間末において負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、区分掲記しております。  
なお、前第3四半期連結会計期間末の流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払法人税等」は3,569百万円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 前第3四半期連結会計期間において独立掲記しておりました営業外収益の「為替差益」(当第3四半期連結会計期間45百万円)は、当第3四半期連結会計期間において営業外収益の100分の20以下となったため、当第3四半期連結会計期間より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。
- 2 前第3四半期連結会計期間において独立掲記しておりました営業外費用の「支払利息」(当第3四半期連結会計期間11百万円)は、当第3四半期連結会計期間において営業外費用の100分の20以下となったため、当第3四半期連結会計期間より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。
- 3 前第3四半期連結会計期間において独立掲記しておりました営業外費用の「固定資産賃貸費用」(当第3四半期連結会計期間0百万円)は、当第3四半期連結会計期間において営業外費用の100分の20以下となったため、当第3四半期連結会計期間より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
4	前第3四半期連結会計期間において独立掲記しておりました営業外費用の「売上債権売却損」(当第3四半期連結会計期間8百万円)は、当第3四半期連結会計期間において営業外費用の100分の20以下となったため、当第3四半期連結会計期間より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。
5	前第3四半期連結会計期間において特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除売却損」は、当第3四半期連結会計期間において特別損失の100分の20を超えたため、当第3四半期連結会計期間より区分掲記しております。 なお、前第3四半期連結会計期間の特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除売却損」は33百万円であります。
6	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
固定資産の減価償却費の算定方法	
定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。	

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
税金費用の計算	
当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。	
なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額 159,776百万円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 157,340百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)																
<p>※1 補助金収入 米国における研究開発に係る補助金収入であります。</p> <p>※2 減損損失 当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">神奈川県相模原市 (相模事業所)</td> <td style="text-align: center;">事務所 倉庫 研究所</td> <td style="text-align: center;">建物及び 構築物、 土地他</td> <td style="text-align: center;">1,194百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">兵庫県尼崎市 (関西テクノ ジーセンター)</td> <td style="text-align: center;">事務所 倉庫 研究所</td> <td style="text-align: center;">建物及び 構築物他</td> <td style="text-align: center;">1,274百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">佐賀県鳥栖市 (佐賀事業所)</td> <td style="text-align: center;">工場</td> <td style="text-align: center;">建物及び 構築物他</td> <td style="text-align: center;">2,296百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>閉鎖の決定された工場等については、個別案件ごとにグルーピングしております。上記資産グループにつきましては、閉鎖決定により今後の使用見込がたたないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額については正味売却価額により測定しており、正味売却価額は、「土地」については、第三者による合理的に算出された市場価格等に基づいて算定し、その他の「建物及び構築物」等については、零としております。</p> <p>上記の他に、TEL EPION INC. (米国マサチューセッツ州)の無形固定資産については、当該子会社の株式取得時に検討した事業計画において想定されていた収益が見込めなくなったことから、米国会計基準に基づき減損損失(2,744百万円)として特別損失に計上しております。</p>	場所	用途	種類	減損損失	神奈川県相模原市 (相模事業所)	事務所 倉庫 研究所	建物及び 構築物、 土地他	1,194百万円	兵庫県尼崎市 (関西テクノ ジーセンター)	事務所 倉庫 研究所	建物及び 構築物他	1,274百万円	佐賀県鳥栖市 (佐賀事業所)	工場	建物及び 構築物他	2,296百万円	<p>※ 補助金収入 同左</p> <hr style="width: 20%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/>
場所	用途	種類	減損損失														
神奈川県相模原市 (相模事業所)	事務所 倉庫 研究所	建物及び 構築物、 土地他	1,194百万円														
兵庫県尼崎市 (関西テクノ ジーセンター)	事務所 倉庫 研究所	建物及び 構築物他	1,274百万円														
佐賀県鳥栖市 (佐賀事業所)	工場	建物及び 構築物他	2,296百万円														

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
<p>※1 補助金収入 米国における研究開発に係る補助金収入であります。</p> <p>※2 減損損失 TEL EPION INC. (米国マサチューセッツ州)の無形固定資産については、当該子会社の株式取得時に検討した事業計画において想定されていた収益が見込めなくなったことから、米国会計基準に基づき減損損失(2,744百万円)として特別損失に計上しております。</p>	<p>※ 補助金収入 同左</p> <hr style="width: 20%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 61,105百万円 有価証券勘定に含まれる譲渡性預金 175,210百万円 預入期間3ヶ月超の定期預金及び 譲渡性預金 $\Delta$ 131,500百万円 <hr/> 現金及び現金同等物 104,815百万円	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 58,746百万円 有価証券勘定に含まれる譲渡性預金 174,500百万円 預入期間3ヶ月超の定期預金及び 譲渡性預金 $\Delta$ 120,000百万円 <hr/> 現金及び現金同等物 113,246百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	180,610

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	1,559

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	1,463
合計			—	1,463

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月12日 取締役会	普通株式	1,431	8	平成22年3月31日	平成22年5月28日	利益剰余金
平成22年11月2日 取締役会	普通株式	6,804	38	平成22年9月30日	平成22年12月1日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	産業用 電子機器 (百万円)	電子部品・ 情報通信機器 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	93,459	21,199	114,659	(370)	114,289
営業利益	5,046	474	5,521	0	5,521

(注) 1 事業の区分は、製品及び役務の種類、販売方法等の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分の主な製品

- (1) 産業用電子機器……………半導体製造装置、FPD(フラットパネルディスプレイ)製造装置及び太陽電池製造装置、その他
- (2) 電子部品・情報通信機器…半導体製品、その他電子部品、コンピュータ・ネットワーク機器、ソフトウェア

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	産業用 電子機器 (百万円)	電子部品・ 情報通信機器 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	206,940	62,123	269,064	(883)	268,180
営業利益又は営業損失(△)	△17,201	1,090	△16,111	12	△16,098

(注) 1 事業の区分は、製品及び役務の種類、販売方法等の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分の主な製品

- (1) 産業用電子機器……………半導体製造装置、FPD(フラットパネルディスプレイ)製造装置及び太陽電池製造装置、その他
- (2) 電子部品・情報通信機器…半導体製品、その他電子部品、コンピュータ・ネットワーク機器、ソフトウェア

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	111,409	18,521	129,931	(15,642)	114,289
営業利益	7,631	65	7,697	(2,175)	5,521

(注) 1 国又は地域別の区分は、地理的近接度によっております。

2 その他の地域に属する主な国又は地域

米国、台湾、韓国

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	254,253	53,832	308,085	(39,905)	268,180
営業利益又は営業損失(△)	△15,525	857	△14,667	(1,431)	△16,098

(注) 1 国又は地域別の区分は、地理的近接度によっております。

- 2 その他の地域に属する主な国又は地域  
米国、台湾、韓国

#### 【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	台湾	韓国	米国	その他	計
I 海外売上高(百万円)	30,391	15,296	13,336	13,788	72,813
II 連結売上高(百万円)					114,289
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	26.6	13.4	11.7	12.0	63.7

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

- 2 その他に属する主な国  
シンガポール、中国、イスラエル
- 3 海外売上高は、当社グループの本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	台湾	米国	韓国	その他	計
I 海外売上高(百万円)	59,840	34,145	32,876	32,444	159,307
II 連結売上高(百万円)					268,180
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	22.3	12.7	12.3	12.1	59.4

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

- 2 その他に属する主な国  
中国、シンガポール、イスラエル
- 3 海外売上高は、当社グループの本邦以外の国又は地域における売上高であります。

## 【セグメント情報】

### 1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営者が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、BU(ビジネスユニット)を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「半導体製造装置」、「FPD/PV(フラットパネルディスプレイ及び太陽電池)製造装置」及び「電子部品・情報通信機器」を報告セグメントとしております。

「半導体製造装置」の製品は、ウェーハ処理工程で使われるコータ/デベロッパ、プラズマエッチング装置、熱処理成膜装置、枚葉成膜装置、洗浄装置、ウェーハ検査工程で使われるウェーハプローバ及びその他半導体製造装置から構成されており、これらの開発・製造・販売・保守サービス等を行っております。

「FPD/PV製造装置」の製品は、フラットパネルディスプレイ製造用のコータ/デベロッパ、プラズマエッチング/アッシング装置及び薄膜シリコン太陽電池用のプラズマCVD装置から構成されており、これらの開発・製造・販売・保守サービス等を行っております。

「電子部品・情報通信機器」は、集積回路(IC)を中心とした半導体製品、その他電子部品、コンピュータ・ネットワーク機器、ソフトウェア等の設計・開発・仕入・販売等を行っております。

### 2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 3
	半導体 製造装置	FPD/PV 製造装置	電子部品・ 情報通信機器				
売上高	355,603	54,853	68,004	11,555	490,016	△11,952	478,063
セグメント利益	84,721	5,765	2,031	1,548	94,067	△22,394	71,672

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、当社グループの製品等の輸送、機器等のリース及び保険業務等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額△22,394百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社における基礎研究又は要素研究等の研究開発費△16,543百万円であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 3
	半導体 製造装置	FPD/PV 製造装置	電子部品・ 情報通信機器				
売上高	115,373	21,992	22,468	3,867	163,702	△4,039	159,662
セグメント利益	30,119	2,088	720	491	33,419	△6,795	26,623

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、当社グループの製品等の輸送、機器等のリース及び保険業務等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額△6,795百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社における基礎研究又は要素研究等の研究開発費△5,584百万円であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益と調整を行っております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

金融商品は、企業集団の事業の運営において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

有価証券は、企業集団の事業の運営において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引は、企業集団の事業の運営において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

四半期連結財務諸表への影響額について金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務は、企業集団の事業の運営において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産は、四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
3,078円22銭	2,859円37銭

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益  
第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失(△) △90円62銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 291円13銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 290円64銭

(注) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円)	△16,219	52,121
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円)	△16,219	52,121
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(百万円)	—	—
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	178,985	179,029
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた 四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円)	—	—
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた 普通株式増加数(千株)	—	304
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半 期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会 計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

### 第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失(△) △0円33銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 104円26銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 104円09銭

(注) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円)	△58	18,667
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円)	△58	18,667
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(百万円)	—	—
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	178,996	179,053
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた 四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円)	—	—
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた 普通株式増加数(千株)	—	279
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半 期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会 計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っておりますが、当該取引残高については、前連結会計年度の末日に比べて企業再編等による著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

## 2 【その他】

第48期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)中間配当については、平成22年11月2日開催の取締役会において、平成22年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

イ 配当金の総額	6,804百万円
ロ 1株当たりの金額	38円
ハ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成22年12月1日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月10日

東京エレクトロン株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 大 西 健 太 郎 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高 橋 勉 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京エレクトロン株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京エレクトロン株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 2月10日

東京エレクトロン株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 西 健太郎 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 橋 勉 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 本 尚 己 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京エレクトロン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京エレクトロン株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の8第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成23年2月10日
<b>【会社名】</b>	東京エレクトロン株式会社
<b>【英訳名】</b>	Tokyo Electron Limited
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 竹 中 博 司
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	—
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都港区赤坂五丁目3番1号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 竹中 博司は、当社の第48期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。